

特定非営利活動法人スノーテールレスキュー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スノーテールレスキューという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保護犬の保護・治療・譲渡仲介、里親支援、適正飼育指導、動物愛護啓発活動等を実施し、保護犬の生存権保障と動物福祉の向上を図ることを通じて、無責任な飼育・遺棄の防止、動物愛護思想の普及啓発を推進し、人と動物が互いに尊重し合い共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 保護犬の保護・飼育・譲渡事業
 - ② 不妊去勢の周知を図る事業
 - ③ 動物愛護の啓発・動物関連イベントの実施事業
- (2) その他の事業
 - ① ペットホテル事業
 - ② グッズ販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決めたものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田口知世
副理事長	Kaya Abe Magee
理事	岡田佐知子
監事	石塚晶子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 正会員入会金 | なし |
| 正会員会費 | 5,000円(年額) |
| (2) 賛助会員入会金 | なし |
| 賛助会員会費 | 3,000円(年額) |

役員名簿

法人名		特定非営利活動法人 スノーテールレスキュー	
役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	田口知世		有
副理事長	Kaya Abe Magee		無
理事	岡田佐知子		無
監事	石塚晶子		無

- 注1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載してください。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、札幌市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければなりません。
- 5 特定非営利活動促進法第15条の規定により、役員として理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。また、定款に規定されている役員定数を遵守すること。
- 6 役員について、特定非営利活動促進法第20条に規定する「役員の欠格事由」に該当しないこと。また、特定非営利活動促進法第21条「役員の親族等の排除」の規定に違反しないこと。
- 7 監事は、理事又はその法人の職員を兼ねることはできません。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

設立趣旨書

1 趣旨

- ・ 社会経済情勢・問題点

日本では令和6年度に犬1964頭が殺処分（環境省）されました。

一方、動物福祉先進国イギリスのシェルターは「殺処分ゼロ・終身保護」「個室+運動場」「ボランティア中心運営」を実現。日本の既存シェルターには不十分な環境整備と地域参加が課題です。

- ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由

—保護犬：イギリス式個室シェルターでストレスフリー保護

—地域住民：譲渡会やイベントで「楽しい動物愛護」を体験

—ボランティア：シェルター運営スキル習得（英RSPCAモデル）

—自治体；廃校活用で殺処分削減地域活性化

- ・ 法人格が必要となった理由

一個人ではイギリス式シェルターを作るための廃校賃貸契約、獣医師提携、助成金受給、イベント保険加入等が困難。NPO法人格により公的信頼を獲得し、日本初の英国RSPCAのような「殺処分ゼロ・コミュニティ型シェルター」を実現します。

2 申請に至るまでの経過

令和7年11月 動物愛護活動経験者4名で発起人会結成

令和7年12月 廃校活用可能性調査完了（北海道教育委員会）

令和8年3月 定款・事業計画書作成完了

令和8年4月 設立認証申請

等

2026年 4月 12日

特定非営利活動法人 スノーテールレスキュー

住所又は居所

設立代表者氏名 田口知世

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人
スノーテールレスキュー

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 保護犬の 保護・飼 育・譲渡事 業	保健所等から保護犬を 引き取り、健康管理・ トレーニング後、里親 へ譲渡。カウンセリング 実施。災害時におけ る動物の一時保護受け 入れ、及びペット連れ 被災者の一時預かり。	(A)通年 (B)北海道内廃校 (契約交渉 中) (C)スタッフ常時 5名+ボラン ティア10-30 名	(D)保護を必要 とする犬、 地域住民、 一般ペット 所有者、動 物愛護に関 心を持つ不 特定多数の 者 (E)保護犬100 頭・ケネル 利用20匹、 里親200名	3,500

②不妊去勢の周知を図る事業	獣医提携で手術実施・啓発セミナー開催。	(A)年4回 (各20頭) (B)北海道内廃校 (契約交渉中) (C)スタッフ常時5名+ボランティア10-30名	(D)保護を必要とする犬、地域住民、一般ペット所有者、動物愛護に関心を持つ不特定多数の者 (E)保護犬100頭・ケネル利用20匹、里親200名	800
③動物愛護の啓発・動物関連イベントの実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 譲渡会 2. 動物愛護セミナー 3. ボランティア養成講座 4. チャリティバザー 5. ドッグショー (検討中) 	(A)月4回イベント開催 (譲渡会月2、セミナー、チャリティバザー月1)、ドッグショー年1回 (B)北海道内廃校 (契約交渉中) (C)スタッフ常時5名+ボランティア10-30名	(D)地域住民・ボランティア (E)イベント参加者1,000名	700

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①ペットホテル事業	廃校の一部を短期預かりスペースに改修。地元住民向けペットホテル (1泊3,000-5,000円、定員10頭)。獣医提携で安心運営。	(A)通年 (B)北海道内廃校 (契約交渉中) (C)スタッフ常時5名+ボランティア10-30名	1,500

<p>②グッズ販売事業</p>	<p>犬の医療費、飼育費、譲渡活動費等の財源確保を目的として、オリジナルグッズの企画、製作及び販売を行う。販売は譲渡会、各種イベント、施設内及びオンライン、またはふるさと納税の利用等にて実施。得られた収益はすべて保護活動に充当する。</p>	<p>(A) 通年 (B) 提携動物病院、シェルター施設内、自治体公民館等、ウェブサイトでのオンラインサービス、ふるさと納税利用 (C) スタッフ常時5名＋ボランティア10-30名</p>	<p>1,000</p>
-----------------	--	--	--------------

設立翌年の事業年度の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人
スノーテールレスキュー

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度に引き続き、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの周知、SNSでの拡散等を積極的に実施。
- ・2年目を迎えイベントやセミナー、ドッグ教室等をより積極的に開催。顧客来園の安定化、定期的な集客確保を狙う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 保護犬の 保護・飼 育・譲渡事 業	保健所等から保護犬を 引き取り、健康管理・ トレーニング後、里親 へ譲渡。カウンセリング 実施。災害時におけ る動物の一時保護受け 入れ、及びペット連れ 被災者の一時預かり。	(A)通年 (B)北海道内廃校 (契約交渉 中) (C)スタッフ常時 5名+ボラン ティア10-30 名	(D)保護を必要 とする犬、 地域住民、 一般ペット 所有者、動 物愛護に関 心を持つ不 特定多数の 者 (E)保護犬100 頭・ケネル 利用20匹、 里親200名	4000

②不妊去勢の周知を図る事業	獣医提携で手術実施・啓発セミナー開催。	(A)年4回(各20頭) (B)北海道内廃校(契約交渉中)、地元学校で動物の命に関するセミナー等 (C)スタッフ常時5名+ボランティア10-30名	(D)保護を必要とする犬、地域住民、一般ペット所有者、動物愛護に関心を持つ不特定多数の者 (E)保護犬100頭・ケネル利用20匹、里親200名	800
③動物愛護の啓発・動物関連イベントの実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 譲渡会 2. 子供向け動物愛護文化発信イベント 3. 一般向け動物愛護セミナー 4. ボランティア養成講座 5. チャリティバザー 6. ドッグショー 	(A)月4回イベント開催(譲渡会月2、セミナー、イベント、チャリティバザー月1)、ドッグショー年1回 (B)北海道内廃校(契約交渉中) (C)スタッフ常時5名+ボランティア10-30名	(D)地域住民・ボランティア (E)イベント参加者1,000名	800

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①ペットホテル事業	廃校の一部を短期預かりスペースに改修。地元住民向けペットホテル(1泊3,000-5,000円、定員10頭)。獣医提携で安心運営。グルーミングサービスも開始。	(A)通年 (B)北海道内廃校(契約交渉中) (C)スタッフ常時7名+ボランティア10-30名	1370

<p>②グッズ販売事業</p>	<p>犬の医療費、飼育費、譲渡活動費等の財源確保を目的として、オリジナルグッズの企画、製作及び販売を行う。販売は譲渡会、各種イベント、施設内及びオンライン、またはふるさと納税の利用等にて実施。得られた収益はすべて保護活動に充当する。さらに拡大を図るため、地元の子供達のデザインを募集。地域特有のデザインバリューを高める。</p>	<p>(A)通年 (B)ウェブサイトでの通販、提携動物病院、シェルター施設内、動物イベント、札幌市内を中心に日本各地でポップアップストア開催 (C)スタッフ常時5名+ボランティア10-30名</p>	<p>1000</p>
-----------------	--	---	-------------

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人設立の日から 2027年 3月 31日まで

特定非営利活動法人スノーテールレスキュー
 (単位:千円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100		100
賛助会員受取会費	30		30
2. 受取寄附金			
受取寄附金	2,000	0	2,000
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	2,000	0	2,000
4. 事業収益			
保護犬の保護・飼育・譲渡事業	2,500		2,500
不妊去勢の周知を図る事業	300		300
施設活用による地域活性化・動物関連イベント事業	600		600
ペットホテル事業		2,500	2,500
グッズ販売事業		1,700	1,700
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	7,530	4,200	11,730
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,850	1,000	3,850
法定福利費	513	180	693
退職給付費用	143	50	193
福利厚生費	114	40	154
人件費計	3,620	1,270	4,890
(2) その他経費			
会議費・会場費	450	280	730
旅費交通費	300	350	650
印刷・広報	350	200	550
講師謝礼・ボランティア活動費	180	250	430
活動用消耗品・補助費	100	150	250
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	1,380	1,230	2,610
事業費計	5,000	2,500	7,500
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	576	384	960
給料手当	1,404	936	2,340
法定福利費	194	130	324
退職給付費用	95	63	158
福利厚生費	83	55	138
人件費計	2,352	1,568	3,920
(2) その他経費			
会議費	18	12	30
旅費交通費	60	40	100
消耗・印刷・広告	30	12	42
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	108	64	172
管理費計	2,460	1,632	4,092
経常費用計	7,460	4,132	11,592
当期経常増減額	70	68	138
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	68	△68	0
当期正味財産増減額	138	0	138
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額			138

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。

【2027】年度 活動予算書

2027年 4月 1日から 2028年 3月 31日まで

特定非営利活動法人スノーテールレスキュー

(単位：千円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150		150
賛助会員受取会費	30		30
2. 受取寄附金			
受取寄附金	2,500		2,500
施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	2,500		2,500
4. 事業収益			
保護犬の保護・飼育・譲渡事業	3,000		3,000
不妊去勢の周知を図る事業	400		400
廃校活用による地域活性化・動物関連イベント	500		500
ペットホテル事業		2,600	2,600
グッズ販売事業		2,100	2,100
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	9,080	4,700	13,780
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,850	1,000	3,850
法定福利費	513	180	693
退職給付費用	143	50	193
福利厚生費	114	40	154
人件費計	3,620	1,270	4,890
(2) その他経費			
会議費・会場費	600	400	1,000
旅費交通費	720	300	1,020
印刷・広告	220	250	470
講師謝礼・ボランティア活動費	340	100	440
活動用消耗品・補助費	100	50	150
施設等評価費用	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	1,980	1,100	3,080
事業費計	5,600	2,370	7,970
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	576	384	960
給料手当	1,404	936	2,340
法定福利費	194	130	324
退職給付費用	95	63	158
福利厚生費	83	55	138
人件費計	2,352	1,568	3,920
(2) その他経費			
会議費	420	280	700
旅費交通費	480	320	800
消耗・印刷・広告	180	120	300
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	1,080	720	1,800
管理費計	3,432	2,288	5,720
経常費用計	9,032	4,658	13,690
当期経常増減額	-48	42	90
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	42	△42	0
当期正味財産増減額	90	0	90
前期繰越正味財産額	138	0	138
次期繰越正味財産額	0		228